

○宮崎大学産学・地域連携センター（産学・地域連携施設）利用規程

〔平成18年3月23日〕
制 定

改正 平成19年3月22日 平成22年9月22日
平成31年3月28日

（趣旨）

第1条 この規程は、宮崎大学産学・地域連携センター（以下「センター」という。）産学・地域連携施設（以下「産学・地域連携施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の範囲）

第2条 産学・地域連携施設は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用できるものとする

- (1) 宮崎大学（以下「本学」という。）の教員が分析機器類を使用する研究
- (2) 本学の学生に対する実践的な教育及び研究指導
- (3) 企業等との共同・受託研究
- (4) センターが認めたプロジェクト研究
- (5) センターが実施する講演会・セミナー・研修等の事業
- (6) 企業等に対する科学技術相談
- (7) 専任教員が行う研究
- (8) 大学発ベンチャーの研究及びそのオフィス業務
- (9) 包括連携協定を締結している企業等の教育・研究及びそのオフィス業務
- (10) その他センターの目的を達成するため、センター長が特に必要と認めた場合

（利用者の資格）

第3条 産学・地域連携施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員、学生及び研究生
- (2) センターの客員教授等
- (3) 企業等との共同・受託研究による研究員
- (4) センターが実施する事業への参加者
- (5) 大学発ベンチャーの役職員
- (6) 包括連携協定を締結している企業等の職員
- (7) その他センターの目的を達成するため、センター長が特に必要と認めた者

（利用の申請）

第4条 産学・地域連携施設の利用を希望する者は、別に定める「利用申請書」をセンター長宛に提出し、承認を得なければならない。

（利用の承認）

第5条 センター長は、産学・地域連携施設の利用を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6条 利用者は、「利用申請書」の記載事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、その旨を速やかにセンター長に届け出なければならない。

（利用の報告）

第7条 センター長は、必要に応じ、利用者に対して利用の内容について報告を求めることができ

る。

(利用許可の取消)

第8条 センター長は、センターの運営に支障を与える恐れがあると判断されるときは、第5条の規定による承認を取り消すことができる。

(機器の搬入等)

第9条 利用者は、別に定める「機器持込願」によりセンター長の許可を得て、教育研究に必要なセンターの所有に属しない機器等を搬入し、使用することができる。

- 2 利用者は、前項の機器等の使用が終了した時は、速やかに搬出しなければならない。
- 3 前2項に係る一切の経費は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第10条 センター長は、利用者が故意又は過失によって産学・地域連携施設の設備及びその他の施設を損傷したときは、利用者に対して賠償を求めることができる。

(経費の負担)

第11条 産学・地域連携施設の利用者は、センターが別に定める経費を使用料として負担するものとする。

- 2 産学・地域連携施設の利用者の内、当該施設を1ヶ月以上利用する者は、光熱水費を実費により負担するものとする。

(利用上の注意事項)

第12条 利用者は、別に定める「宮崎大学産学・地域連携センター（産学・地域連携施設）利用上の留意事項」を厳守し、火災予防及び事故防止に努めなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、産学・地域連携施設利用に関する事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学地域共同研究センター利用規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。